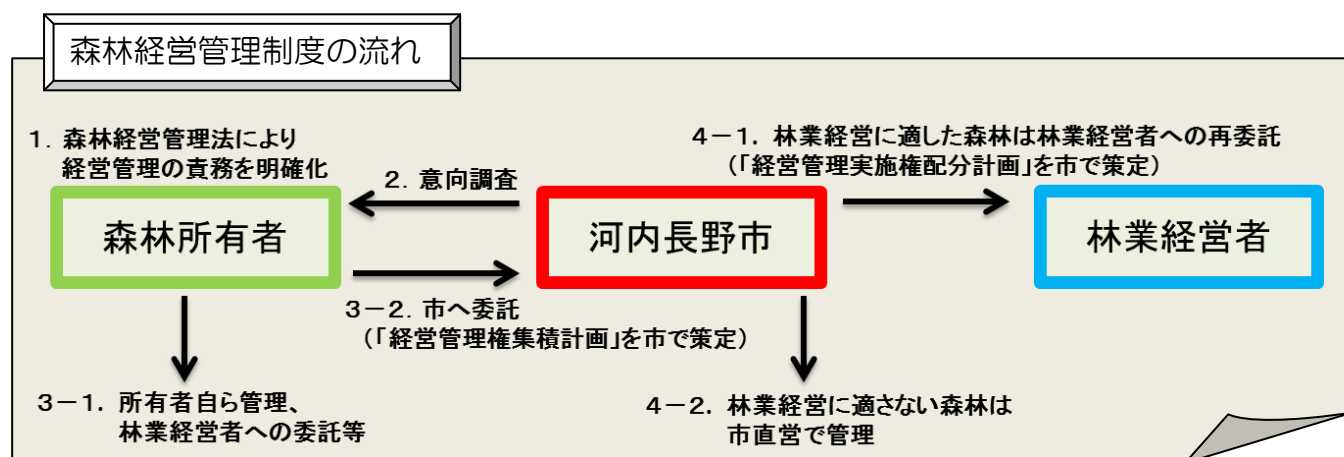


森林経営管理制度

平成31年4月1日に森林経営管理法が施行され、森林所有者が森林の経営管理をできない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託する、もしくは、再委託できない森林は市町村が管理を実施することができるようになりました。

これに伴い、本市では令和3年度から約15年間かけて、順番に森林所有者の皆さまに所有森林の経営や管理についての意向を調査し、その結果をもとに市が経営管理の委託を受けるなどにより森林整備を推進していく予定です。

ここでは、森林経営管理制度の流れについて説明いたします。



【説明】

1. 森林経営管理法により森林所有者は経営管理を行わなければならないとされています。
2. 市から森林所有者に対して意向調査を実施します。
3. 森林所有者が市へ委託を希望する森林（人工林）のうち、境界が確認できた森林（人工林）を市で受託します。
森林所有者と市の契約書のような役割を持つ「経営管理権集積計画」を策定することにより受託を行います。この計画において、林業経営の適性や森林整備内容を決定します。
4. この計画で「林業経営に適す」とされた森林（人工林）は、市から林業経営者に再委託します。「林業経営に適さない」とされた森林（人工林）は、市で管理します。



★問い合わせ先 河内長野市役所農林課林政係

〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号 電話 0721-53-1111（内線423）

FAX 0721-55-1435 E-mail nourin@city.kawachinagano.lg.jp

○補足事項○

・制度の対象となるのは、市内に地域森林計画対象民有林内の人工林（スギ・ヒノキ等）を所有されている方のうち、森林経営計画が作成されていない森林の所有者に限ります。

・意向調査は、市が意向調査業務を委託した業者により郵送などで実施予定です。境界の確認、経営管理権集積計画（案）作成も委託業者が行う予定です。

★注意事項★

・市へ委託する場合は、経営管理を市で実施するため、森林整備（主に間伐）の内容において森林所有者の考えを反映できない場合があります。計画（案）段階で考えと異なる内容である場合はこの制度を活用せず、既存の事業を活用するなど他の方法のご検討をお願いします。

・「林業経営に適さない」とされた森林は、針広混交林化や広葉樹林化を計画する場合があります。計画（案）段階で「林業経営に適さない」ため混交林化等する内容ではありますが、人工林として残したいなどの考えがある場合は、既存の事業を活用するなど他の方法のご検討をお願いします。

・市へ委託する場合、委託期間は原則約5年間となります。5年後に森林所有者において再度管理いただくこととなります。委託期間の管理の例としては、5年の間に1回の間伐及び年1回の巡視などが想定されます。

・意向調査は令和3年度から約15年間かけて順番に行うため、すぐに順番が来るとは限りません。

・市へ委託を希望される場合でも、森林の条件や委託希望森林の数量状況、境界不明確などの理由により市で受託できないことや、意向調査の翌年度以降に受託を延期することがあります。

・市から再委託する林業経営者の選定に、森林所有者の要望は反映できないため、希望していた林業経営者と異なる者に再委託する場合があります。